

防犯灯設置費補助金（申請兼実績）手続きの流れ

※既設の蛍光灯防犯灯を、故障等により緊急で取り替える場合に限りです。

市	自治会・町内会	内容
内示通知 →		前年度に提出いただいた要望をもとに各自治会等へ補助の内示をします。
	防犯灯の故障	
	事業実施	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 申請兼実績報告 </div>	事業が完了(支払)後、30日以内(または翌年度の4月10日のいずれか早い日まで)に申請兼実績報告書等を提出して下さい。
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 提出書類 ・申請書兼実績報告書(定型) ・事業実績書(定型) ・位置図 ・領収書の写し ・見積書または領収書の写し ・設置前後の写真 </div>	
	←	
	審査(約2週間)	
交付決定兼確定 →		実績報告の内容を審査し、補助金額等を決定及び確定します。
	10日以内に請求	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 請求 </div>	交付決定兼確定通知を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、交付を確定した金額で請求書を提出して下さい。
	←	
	支払い手続き(約2週間)	
支払 →		請求のあった補助金を支払います。

手続きの詳細は協働推進課へお問合せください。